

前漢代、内朝の血縁集団

好並隆司

序

藤田高夫「前漢後半期の外戚と官僚機構」^{〔1〕}のなかで、霍氏政権の出現によって、内朝の性格が大きく変化したことを述べ、その原因として、「機構上の統属関係を持たなかった側近官僚群に血縁的紐帶が導入されたこと」と「政権中枢部における軍事的色彩の濃厚化」の二点を指摘されている。

このなかでとりわけ前者の問題は注目する必要がある。たゞその実態についてはなお検討する余地が残されているように思われる。本稿ではその点にかゝわって、内朝における血縁関係というテーマをその起点から王莽篡奪までの間という射程で考察してみたい。

I

内朝が権力を發揮する始まりは漢の高祖のなき後、惠帝が政治をせず早逝したさい、呂太后が臨朝称制したケースであろう。太后は高祖の功臣たちが占めていた外朝の統治権を抑制するため、両丞相制を復活し、内朝の左丞相に太后のもの舎人^{〔2〕}で信頼していた審食其を配して、彼に政治の実権を持たせた。漢書卷四十、王陵伝には食其について、「幸於呂太后、及爲相不治、監宮中如郎中令、公卿百官皆因決事」とあるのがその証示である。但し、「不治」とある註に「鄭氏曰、不立治處、使止宮中也、李奇曰、不治丞相職事也、師古曰、李說是也」とあるが、顔注の根拠は不明であり、鄭注が正解なのではないか。すなわち、宮中に居て丞相の職務を執行したのである。従つて呂太后が外朝の右丞相に置いた陳平は同卷に「呂類……數譏平曰、爲

丞相不治事、日飲醇酒、戲婦人、平聞日益甚、呂太后聞之、私喜」とあり、直接、外朝の政治に当るのを避けたという。他方で太后は「高后欲立諸呂爲王、問陵……今王呂氏非約也、太后不說……皆曰……今太后稱制欲王昆弟諸呂無所不可、太后喜」（同前）と諸呂を王位に即け彼らに発兵権を付与した。これらの措置によって、文武の権を呂氏一族が把握したことになる。そして太后的七年に「以梁王呂產爲相國、趙王禄爲上將軍」とある。この注に「劉放曰、呂后外戚傳、惠帝崩、呂后泣不下、陳平用張辟疆計、請以呂禄、呂產爲將、將兵居南北軍、又云復殺高祖子趙幽王、共王、燕王、遂立諸呂爲王、又云病困以禄爲上將軍居北軍、梁王產爲相國居南軍、又劉澤傳、澤王與呂氏同時、而此紀太后臨朝、便封王諸呂七年、但記祿、產將南北軍、參校前後、知此之誤也」とみえる。すなわち南北軍に呂產、呂禄を配置した理由は「張辟疆謂丞相陳平曰、太后異君等、今請并呂台、呂產爲將、將兵居南北軍、如此、則太后心安……太后病困、以趙王禄爲上將軍、居北軍、梁王產爲相國、居南軍、戒產……祿曰、我即崩、必據兵衛宮、慎毋喪、爲人所制、程產繼兵秉政、因謀作亂。」（同卷九十七、外戚）とあるように、呂太后が功臣等の実力を畏っていたので、血縁者の呂台、呂產に南北軍を指揮させることによって太后は安堵していたのである。かようによると呂太后期の政治の特色は血縁者を王位に就けて発兵権を掌握すると共に宮衛のため南北軍を彼らに兼務させた。そして一般的の政務についても外朝官僚を抑制するために呢懇の左丞相に大きな権限を付与して内朝に於て統治を行つたのである。

文帝を代王から迎えた理由に就いて、漢書卷三十八、高五王傳には「大臣議欲立齊王、皆曰、母家駟鈞惡戾、虎而冠者也、訪以呂氏故幾亂天下、今又立齊王、是欲復爲呂氏也、代王母家薄氏君子長者、且代王高帝子、於今見在最爲長以子則順、以善人則大臣安」とあり、外戚の力量の乏しい代王を皇帝に推舉したことが述べられている。明らかに呂氏の内朝支配を経験したうえでの反省からである。文帝期の政治はこれによって、本来の官僚政治を執行する外朝が政務を把握した。そして、陳平、周勃に始まり、灌嬰・張倉・申屠嘉と高祖の功臣たちが次々と丞相位に就き、実権を確保した。一方、軍事については外朝の大尉灌嬰が文帝三年に丞相となつたために太尉官は罷められた。そこで実際に軍を動かしたのは棘蒲侯柴武で、彼を大将軍に任じて匈奴を伐たしめているように、政務に閥わりのない武官專一の大将軍であった。文帝期ではかのように、文武官の併任を避け、双方は分離された。しかも外朝では、廷尉張倉のエピソードにみるように、外朝各官職の独自性が法令を根拠に一應認められており、周亞夫の事例でみれば、天子の意思も拒まれる軍宮内の將軍の独立性が存することも又、示されている。かくて官僚制の整備が進捗していることが看取できるのである。さらに列侯就国令や民に禍を転化する祭祀の中止などの改正が実行され、「躬修玄默」と評された文帝の統治は混乱した内治を整え、外朝権を確立することに集中させていたとみられる。

次代の景帝は先帝の政策を継承して、更に中央集権化を試み、晁錯を重用して、同姓諸侯の勢力を削減する政策を採用した。血縁集団の規制から君主権を自立させていく方向である。中央政府の内朝の側面からみると、皇后は初め「薄太后家女」を充てられたが、「無子無寵」で、太后的死去と共に廢され、代って王皇后が立つが、その血縁者については「王氏、田氏侯者凡三人」（漢書卷九十七上、外戚）とある。よう、外戚の力量は必しも強大というのではなかつた。たゞそのな

かで田蚡が丞相に就いたのが目立つ程度である。吳楚七国の乱の鎮圧後は中央集権の実があがり、人が富裕となり、財政も充足したのであって、そのことは漢書食貨志の特筆するところである。

III

中央集権体制と財政の充実が武帝即位の前提となり、「鬼神を好む」絶対的権力志向の君王として、東アジアに君臨する意図を以て新たな政策が着手される。すなわち、高祖以来、ほど和平策を採ってきた匈奴との関係を破棄して戦端を開いた。その際、外戚の衛青や霍去病を將軍として、征討軍を派遣している。その莫大な戦費は「以東郭咸陽孔僅爲大農丞、領鹽鐵事」（漢書食貨志）とあるよう、大商人を官吏に登用し、諸税を徴発した。こうした措置は商人を官に用いなかつた高祖以来の伝統を破棄するものであつて、酷吏使用と相い俟つて、旧来の外朝官僚による政策方針を動搖させるものであつた。文帝の賈誼登用にみられるように、儒家系官僚の外朝への進出は漸次、拡大していくから、彼等は武帝の政策には批判的で、董仲舒の天譴説にみるようによつて、天を媒介に帝の政策を規制しようとした。にもかゝわらず、武帝は「後庭に遊宴」（唐六典）し、内朝政治に重点を置く形の統治を実行しようとした。すなわち宮中に宦人を用いることによって、政治の比重は従来の外朝支配（皇帝支配）から一転、内朝支配に移行していくことになる。天子独裁支配の発端である。

ではかゝる支配体制における天子の血縁たる外戚の占める比重は如何なるものであろうか。武帝の衛皇后は出身が必ずしも高くなく、外戚勢力としてはさほど有力でなかつた。その中から前述の衛青が出身している。皇后の姉の子霍去病も軍事に専念し、内政に閥与していない。その意味では先代までの文・武官分離の原則はなお守られていたといえよう。霍去病は外征の功績により、武帝に「日以親貴」と扱われ、大将軍と同等となつた。「自是後、青日衰而去病日益貴、青故人門下

多去、事去病」とある一方で、衛青が権威を失い、去病がこれに代つていく。この流れは衛皇后が巫蠱の事件で死去することに関わって生じたと思われ、結局「衛氏悉滅」という結末になる。

こうしてみると、武帝の外戚は専ら軍事に関わるのみであり、しかも衛・霍両氏が一体でないことをみるなら、武帝の外戚による政治関与は殆どないといえよう。武帝は天子として専制的な内朝政治を行い、血縁者の支持を必要としなかった。宦人使役は武帝からであるが、親政したために、宦人が権力を振おうという現象は起っていない。伝記にも武帝期の宦人で政務を担う人物は見当らない。

IV

昭帝は鉤弋趙健仔を母として元始二年に誕生した。この趙氏についてみると、漢書卷九十七上に「趙氏無在位者、唯趙父追封」とあるよう血縁者に高い官位のある人物は居なかった。かように外戚の支えのない昭帝の補佐役は武帝に遺嘱された霍光その人であった。彼以外にも上官桀、金日磾も同様の補佐であるが、上官桀はその娘を皇后にした後、霍光との間に確執を生じた。たゞ昭帝は一途に光を信任しており、両者の政争は光の勝利となつた。こうして霍氏一族による専政の状況が招致された。光は積極的に血縁者を権力中枢に配置し、内・外朝を問わず官位を独占していく。霍氏滅亡の際の記事に縁籍各人の官位が記されているので、それを列举すると、

霍山	奉車都尉・侍中
霍禹	中郎將→右將軍→大司馬（光の子）
霍雲	中郎將
霍去病	票騎將軍
范明友	光祿勳
任勝	諸吏中郎將羽林監
張朔	給事中・光祿大夫

（光の次婿）
（光の姉婿）
（光の姉婿）

王漢 中郎將

（群孫の婿）

鄧廣漢 長樂衛尉

（光の中女の婿）

趙平 散騎都尉・光祿大夫

（光の長女の婿）

とみえる。右によると、霍皇后を始めとする外戚成員の官位は殆んどが内朝にあり、天子の側近に配置されると同時に軍事権力を掌握していた。こうして霍氏政権は昭帝を擁し、内朝支配を軸に政務を執行する体制を形成した。一方、外朝の丞相についてみると、昭帝期には四人がその地位にあった。すなわち、田千秋・王訢・楊敞・蔡義である。漢書卷六十六がこの人物群の列傳となつていて。田千秋でみると、「政事壹決大將軍光、千秋居丞相位……千秋曰、唯將軍留意、即天下幸甚、終不肯有所言、光以此重之」とあり、霍光に政事を委ね、自らは口を出さなかつたのである。次の王訢は「代車千秋爲丞相……明年薨」と任期が短い。楊敞は「給事大將軍幕府爲軍司馬、霍光愛厚之」、蔡義についても「以明經給事大將軍幕府……或言光置宰相、不選賢、苟用可顯制者……」とあり、兩人はいづれも霍光の幕下にあつた。いわば子飼いの部下である。しかも後者については光の專制可能なよう義を宰相にしたとの譏ひがあつたという。右のようみてみると、内朝を軸において専權を振った霍光は外朝も補完的組織に変えてしまつたということができる。

昭帝在位は十三年であるが、若冠二十一歳で死去し、霍光は後繼者の選択に誤りを犯す。昌邑王擁立である。群臣たちは武帝の六男である広陵王胥を推舉するが、「王本亡行失道、先帝所不用、光内不安」（同卷、六十八）と光は行ないが正しくないのを危惧したといふ。漢書卷六十三の広陵屬王胥傳に、「胥壯大、好倡樂逸游、力扛鼎、空手搏熊彘猛獸、動作無法度、故終不得爲漢嗣」とあり、武帝を彷彿させるその性格には光は懼れを感じたのではないか。そして「武帝孫昌邑哀王子也」（漢書卷六十三、武五王）とある昌邑王を次代皇帝に推した。しかし、「賀動作多不正」（漢書卷八十九、循吏）「大王

位爲諸侯王、行汗於庶人」（同卷六十三、武五王）等とあるよう、その行為は正しくなかった。そして「即位」十七日、「行淫乱」（同前）「即位」十七日卒以淫亂廢」（同卷八十九、循吏）とあり、淫乱については「掖庭中、与孝昭皇帝宮人蒙等淫亂」（同卷六十八、霍光）とやゝ詳しい。その外、「典喪服斬縗、亡悲哀之心、廢禮誼、居道上不素食」「即使從官出買雞豚」（同前）等、礼に順わぬ事例が挙げられている。しかし、一旦推戴した帝を退けることは霍光と雖も躊躇せざるを得なかつた。「霍將軍憂懼、與公卿議廢之、莫敢發言、延年按劍、廷叱群臣、即日議決」（同卷九十、酷吏）とみえ、又、別に「遂召丞相・御史・將軍列侯・中二千石・大夫・博士會議未央宮、光曰、昌邑王行昏亂、恐危社稷如何、群臣皆驚鄂失色、莫敢發言、但唯唯而已、田延年前離席按劍曰、……今日之議不得旋踵、群臣後應者、臣請劍斬之……」（同前）であるが、史高の就任は宣帝の最晩年の黃龍元年で、活動期は元帝代になる。霍皇后の後は王奉光の娘を擁立する。その縁者には史氏は總体として「侯者凡四人、高至大司馬、車騎將軍、丹左將軍」（同前）であるが、史高的就任は宣帝の最晩年の黃龍元年で、活動期は元帝代になる。霍皇后の後は王奉光の娘を擁立する。その縁者には王駿・王章・王咸らがおり「皆至左右將軍」「王氏列侯」一人、閔内侯1人」とあって軍事面で登用されているが政務に与からずについた。こうしてみると、内朝を軸に宣帝自らが「省尚書事」とあるように親政を行なったことがわかる。そしてその実務は「宣帝時任中書官、恭明習法令故事、善爲令、顯爲僕射」（漢書卷九十三、佞幸）とあるように弘恭・石頭が受け持つていて、宦人登用が宣帝代著明になつてくる。一方、外朝の状況をみると、霍氏排斥の主唱者魏相を丞相に充て、かねて帝が主張する「王・霸を雜えて統治する漢家の伝統」を整備したのであつた。

V

新たに選定されたのが武帝の縁につながる劉詢すなわち宣帝である。彼が帝位に就いたさい、霍光は帰政を申し出るが、帝は從来どおり、彼の位置を認めた。帝が在野のさい、既に霍氏の専横を知悉しており、それに批判的であったが、初即位時に政治の変動は望ましくないとの判断から、舊体制を維持した。しかし、地節二年に霍光死去すると、丞相魏相の上奏を受ける形で、霍光一族を中央政府から追放した。そして、宣帝の外戚たる許、史両氏の子弟を以て空白を埋めることゝした。帝在野時の友人許広漢の娘が許皇后である。即位初の皇后は霍光の娘であったが、霍氏排除と共に廢后となり、許氏に代つた。この血

VI

元帝は父の宣帝と異なり、儒家の教えを尊重した。その即位後、数年「是時、元帝被疾不親政事、方隆好於音樂」（漢書卷九十三、佞幸）とあるように病身であったので、政務を親裁せず、趣味の音楽に熱意を傾けた。従つて、「以頭久典事、中人無外党、精專可信任、遂委以政事、無小大、因頭白決、貴幸傾朝、百僚皆敬事頭」（同前）とある宦人の石頭に政務万端を委任した。

元帝の初元元年内午に王禁の女が皇后となり、兄妹の王鳳は建昭三年に侍中衛尉の官職に就くものの、侍中衛尉で側近の官職でとりたて、の重職にまで、なお到達していない。彼を代表とする王氏一族の隆盛

は成帝期を俟つことになる。内朝は宦人に委嘱したが、外朝は儒家系列の人士が輩出する。丞相位でみると、平定國、韋玄成、匡衡が順を追つてその地位を占めた。このうち平定國は昌邑王を諫めた事由で超遷し、光祿大夫・平尚書事となり、「迎師學春秋……爲人謙恭、尤重經術士」「甘露中、代黃霸爲丞相……定國明習政事、率常丞相議可」（漢書卷七十一、平定國）とあるように、丞相の議は可決されるのが常であった。韋玄成は郡國廟の廢止など旧來の祭祀を礼制の軌道に乗せようどし、元帝もこれを諒とした。一部保守派の抵抗を受けつゝその実現に力を尽した。続く匡衡は宣帝には用いられず、元帝になって登用された。「時上好儒術文辭、頗改宣帝之政、言事者多進見」（漢書卷八十一、匡衡）とあるその一員であった。

そうしてみると、元帝期の政治配置は、「元帝初即位、樂陵侯史高以外属、爲大司馬車騎將軍領尚書事、前將軍蕭望之爲副、望之名儒、有師傳旧恩、天子任之、多所貢薦、高充位而已、與望之有隙」（漢書卷八十一、匡衡）とあるように、外戚の史高が霍光の位置に比すべき官職に就いたのにも拘わらず、勸道を忌避する元帝は高を実權から遠ざけ、名儒の名高い蕭望之を重視した。長安令楊興は「材智有餘、經學絕倫」（同前）の匡衡を史高に推挙して、権限の拡大を計つてゐる。このように元帝の意思に順じて、儒家系官僚の配置が普遍化し、外戚等、血縁者をとりわけ重用することはなかった。

帝に認められた蕭望之についてみると、彼は帝の師傳であり、散騎大夫劉更生、給事中・侍中金敞らと志を同じくしており、「勸道上以古制」（漢書卷七十八、蕭望之）とあり、古制を帝に勧めたという。それに拠つて、改革の議を提起し、「多所欲匡正、上甚鄉納之」（同前）とあり、「頗改宣帝之政」と前代の制度を改めることに務めた。たゞ元帝初には先代から継続して中書官に弘恭・石頭が宣帝親政の実務を担当して、とりわけ「精專可信任」石頭が「不親政事」の元帝に代り、「遂委以政事無小大、因頭白決、貴幸傾朝、百僚皆敬事頭」と政務す

べてを執行した。彼は「爲人巧慧習事、能深得人主微指內深賊持詭辯以中傷人」と君主の意図をすばやく察知して、その意を体したという。宦人は右の外戚史高と連携して、「爲表裏、論議常獨持故事、不從望之等」（同前）とあって、天子にかゝわる非血縁の宦人と血縁をもつた宦人登用は「國の旧制に非ず、又、古に違ひ刑人を使う」誤りを是正して、そこに士人を更置するように求めた。しかし、元帝は即位早々であったため、果斷な措置をとり得なかつた。思うに石頭は君主の意向に忠実であつたし、信任していく便利であつたという点も加味して考へたほうが良いようである。このように「古制」「故事」両派の对立の導火線となつたのは会稽の鄭朋なる人物であつた。彼は望之を賞揚し、史高らを批判することと官界に知られたが、蕭望之は彼の行いの正しくないのをみて、絶交した所から、外戚に近接して逆に望之の一党たる周堪、劉更生を攻撃した。望之は朋と弘恭、石頭の関連を追求したため、彼らは上訴を恐れ、朋とその友人、待詔の華龍をして、望之が史高を罷免しようと企てゝいると逆上訴させた。石頭らは望之の正しくないのをみて、絶交した所から、外戚に近接して逆に望之の一党たる周堪、劉更生を攻撃した。望之は朋と弘恭、石頭の関連を追求したため、彼らは上訴を恐れ、朋とその友人、待詔の華龍をして、望之が党を作り互に褒め合い、大臣を譖訴して、政権を専断しようとしている」と非難した。ために廷尉は彼らを不忠・不道罪として獄に下す。天子は望之らが繫獄されたのを知つて驚き、次の詔を発した。すなわち「前將軍望之傳朕八年、亡它罪過、其赦望之罪、收前將軍光祿勲印緩、及堪・更生皆免爲庶人」と不道罪で告発されたにしては軽い措置であったが、蕭望之一党は官界から排除されることになった。後、子息の蕭伋の不敬罪に連座して、望之は自殺に追い込まれた。「古制」「故事」派の政争はこうして外戚・宦人の勝利に終つたのであつた。石頭の傳によつてみると蕭望之が領尚書事を加官され、尚書が「百官之本、國家樞機」（漢書卷九十二、佞幸）であり、宦人を中書官から

除くよう上奏したが、「元帝不聽」とあり、「繇是大與頭忤、後皆恚罵、望之自殺・堪・更生廢錮不得復進」（同前）と締めている。儒家好みの元帝が宦人排除の上奏を受けなかつたのは何故なのか。佞幸と望の両傳でそのニュアンスは些か異なるが、何としても石頭への天子の信任の篤かつたことが指摘できる。その根拠の一つは既述の如く「中人無外党」乃ち天子親政可能なことであり、而も頭本人が「精專可信任」である点であった。君主の本来的な欲求として恣意を規制されない事を望む点があるから、儒家思想を良しとしても礼制によって君權が制約される側面もあるので、結局のところ君主が宦人をえらんだのは当然の帰結ともいえよう。

蕭望之失脚ののち、「大中大夫張猛、魏郡太守京房、御史中丞陳咸、侍詔賈捐之、皆嘗奏封事、或召見言頭短、頭求索其罪、房、捐之棄市、猛自殺於公事、咸抵罪髡爲城旦」及鄭令蘇建得頭私書奏之、後以它事論死、自是公卿以下畏頭、重足一迹」（同前）とあって、外朝の公卿たちの宦人に対する批判が統くがこれも亦、石頭の勝利に終つたことを記している。この件は先帝が評価していた淮陽王を政権中枢に迎えようとする張博・京房を主とするメンバーが石頭と衝突したものである。すなわち、建昭二年十一月条に「淮陽王舅張博、魏郡太守京房坐窺道諸侯王、以邪意漏洩省中語」とあり、「博腰斬、房棄市」で終了する。主役は張博よりもその婿である京房であった。漢書卷七十五、京房伝に彼は易を焦延寿に学び、「其說長於災變……以風雨寒溫爲候、各有占驗、房用之尤精好……」とあるよう、自然の変化をみて人事を占うことに精通していた。京房の考えは次の記事に示されている。すなわち、

古帝王以功舉賢、則萬化成、瑞應著、末世以毀譽取人、故功業廢而致災異、宜令百官各試其功、劣異可息（同前）

災異と瑞應という現象は毀譽と功績の何れで人を採るかに拘って現れると認識している。こうした天人相関論に基いて「詔使房作其事、房

奏考功課吏法」（同前）とあるように功績本位で官吏を登用する方法を提示したのである。天を背景にしながら吏の成績ひいてはその人の能力を測るのが京房の法の趣旨である。公卿朝臣は京房を召し、未央の北の温室でこの件を討議するが、「皆以房言煩碎、令上下相司、不可」（同前）とあり、京房の方法が煩瑣ということ、上下が監視し合う点が韓非的で好ましくないと意見があつて容れられなかつた。しかし、「上意繩之、時部刺史奏事京師、上召見諸刺史、令房曉以課事、刺史復以爲不可行」（同前）と天子はこの方法に興味を抱いたので、部刺史の集りで議せしめたが、改めて実行困難の判定がなされた。「唯御史大夫鄭弘、光祿大夫周堪、初言不可、後善之」（同前）と賛成する意見もあつた。鄭弘伝によれば「代韋玄成爲御史大夫、六歲坐与京房論議免」（漢書卷六十六）とあり、京房の支持者は免職の憂目に逢つた。この結果を誘導したのは又、石頭と友人、尚書令五鹿充宗の連携であった。蘇輿の注による「充宗爲梁丘易、同經異師」（漢書卷七十五）とあり、「与房同經、論議相非」（同前）と經學は同じだが、師を異にし、互の議論は相違したという。京房は天子の前で次のように云つてゐる。

今陛下即位已來、日月失明……陛下視今爲治邪、亂邪。上曰、亦極亂耳。尚何道。房曰、今所任用者誰與。……上良久迺曰、今爲亂者誰哉。房曰、明主宜自知之、上曰不知也。如知之。何故用之。房曰、上最所信任与國事雖臨之中。進退天下之士者是矣。房指謂石頭、上亦知之。（同前）

すなわち災異の出現は當に人材登用の不適切によるとするもので、暗に石頭を指す内容であった。たゞ帝は房の考課法は氣に入つたようで、房の弟子任良、姚平を刺史に任じて法の試行を行なおうとした。その際、京房は自ら上奏して「臣得通籍殿中、爲奏事、以防壅塞」（同前）と内朝に官職を求めた。そこで「石頭・五鹿充宗皆疾房、欲遠之」（同前）とあり、「建議宜試以房爲郡守」（同前）とあって、地方官に

任ずるよう謀った。「元帝於是、以房爲魏郡太守秩八百石、居得以考功方治郡」（同前）と元帝も房を地方官とした。帝のこの決裁について、房は「自知數以論議爲大臣所非、內与石頭・五鹿充宗有隙、不欲遠離左右、及爲太守憂懼」（同前）とあり、外朝の大臣・内朝の宦人と仲違いしているので、帝側から離れることを畏っていた。建昭二年二月朔に再度の上奏を行ない、朝廷復帰を望んだ。すなわち「日月相薄……陰道盛」の状態を改めるには「臣願出任良試考功、臣得居内、星亡之異可去……臣去朝稍遠、太陽侵食益甚、唯陛下母難還臣、而易逆天意、邪說雖安于人、天氣必變、故人可欺、天不可欺也、願陛下察焉」と自らの復帰が必要と述べた。この上奏も容れられず、「房出守郡、顯告房與張博通謀非謗政治、帰惡天子、註誤諸侯王」（同前）と石頭らに反撃をうけ、「房去月餘、竟徵下獄」という結末となつた。淮陽王は「陛下不忍致法加大恩」（漢書、卷八十）と赦免にあずかるが審問を受ける内容とは「淮陽王即朝見、勸上行考功事善……丞相以御史大夫鄭弘代之、遷中書令置他官、以鉤盾令徐立代之、如此、房考功事得施行矣」（同前）とあるように房の考功法を支持したためである。

この事件も党派による人材登用を止めようとする京房の方法を宦人を始めとする党人が拒否したものであった。その意味ではさきの蕭望のケースと同種のものである。

VII

元帝は定陶恭王とその母、傅昭儀を愛して王を繼嗣にしようと考えていたが、父宣帝が孫をこよなく愛していた理由もあって、結局、嫡子の成帝が即位するに至った。「元帝晚節衰疾、定陶恭王愛幸頭、擁祐太子頗有力」（漢書、卷九十三）の記述から知れるように、宦人石頭はかねてから定陶王を支持していた。ために、成帝初、「遷頭爲長信中太僕秩中二千石、頭失倚離權、數月丞相御史條奏頭旧惡、及其党

牢梁、陳順皆免官、頭與妻子徙歸故郡、憂滿不食、道病死」（同前）とあるよう、その権力の座を失うこととなつた。これとともに「諸所交結、以頭爲官皆廢罷、少府五鹿充宗左遷玄菟太守、御史中丞伊嘉爲雁門都尉、長安謠曰、伊徙雁、鹿徙免去牢與陳寔無賈」（同前）と、石頭と党を結んだ五鹿充宗・伊嘉らも左遷され、権力を頭と共有した人々は政治の舞台から追放という結果を迎える。代って成帝期、権力の中枢を占めたのは「以元舅侍中衛尉陽平侯王鳳爲大司馬大將軍領尚書事」（漢書卷十、成帝紀）とみえる王鳳、その人であった。彼は元帝の皇后の弟である。従つて成帝の叔父にあたる。帝位継承の経緯については漢書卷八十一、史丹伝に、

元帝即位、（丹）爲駙馬都尉侍中……甚有寵、上以丹旧臣・皇考外屬、親信之、詔丹護太子家、是時、傅昭儀子定陶共王有材芸、子母俱愛幸、而太子頗有酒色之失、母王皇后無寵、建昭之間、元帝被疾不親政事、……知音……定陶王亦能、上數稱其材、丹進曰、凡所謂材者敏而好學、溫故知新、皇太子是也……於是上嘿然嗟……丹之輔相皆此類也……是時太子長舅陽平侯王鳳爲衛尉侍中、與皇后太子皆憂不知所出、丹以親密臣侍視疾候……涕泣言又切至、上意大感、喟然太息曰……且皇后謹慎、先帝又愛太子……太子由是遂爲嗣矣……成帝初即位、擢丹爲長樂衛尉遷右將軍。

とおり、みられるように一旦、皇太子は廢嫡の危機に見舞われたが、外属史丹の支援によって、成帝は漸く就位したことがわかる。漢書成帝紀に王鳳が高位に就いた記述があり、その王先謙の注に「王氏得權自此始」とあるから、外戚の支配が始るのはこゝからである。河平二年になると、鳳は兄弟をすべて列侯に封じたので、「故世謂之五侯」（漢書卷九十八、元后伝）とある。統いて「王氏子弟皆卿大夫侍中諸曹、分拠勢官滿朝廷、大將軍鳳用事、上遂謙讓無所顧」（同前）とあって、鳳を中心として、王氏の子弟が内・外朝の官位を抑え、帝が親政する処はなかつた事態になつた。その例示として元后伝に、

左右常薦光祿大夫劉向、少子歆通達異材、上召見……甚說之欲以爲中常侍……左右皆曰、未曉大將軍、上曰此小事、何須閔大將軍、左右叩頭爭之、上於是語鳳、鳳以爲不可、迺止、其見憚如此。

とあるのが挙げられる。こうして、この時期、王氏一族が政権を壊断したので、天子も恣意的に事を決する権限が制約された。この成帝についてはさらに、

上即位、數年無繼嗣、体常不平、定陶共王來朝……爾長留侍我矣、其後天子疾益有瘳、共王因留國邸、旦夕侍上、上甚親重。

(漢書卷九十八、元后)

とあるよう帝は病身であったので、定陶王の来朝を歓迎したという。漢書卷八十、宣元六王の傳に「成帝即位、緣先帝意厚遇、異於他王」とあって、先帝が目をかけた定陶共王康を厚遇している。王氏に推され、その専権を許さざるを得ない帝の一種の抵抗といえようか。定陶王欣は康を継ぐが、彼も成帝に良く遇された。「十五年成帝無子、徵入爲皇太子」(同前)の措置はそうした結果である。たゞそれ以前、成帝が欣を侍座させることについて、

大將軍鳳心不便共王在京師、會日蝕、鳳因言、日蝕陰盛之衆、爲非常異、定陶王雖親、於礼当奉藩在国……今留侍京師、詭正非常、故天見戒、言遣王之国、上不得於鳳而許、共王辭去、上与相对泣而決。

(漢書卷九十八、元后)

と王鳳が王の在京を天が警告したものと解して、共王を辞去せしめた。この経緯の中で、

京兆尹王章素剛直、敢言以爲鳳建遺共王之国、非是、迺奏封事言日蝕之咎矣、天子召見、章延問以事、章對曰、天道聰明、佐善而災惡、以瑞異爲符效。今陛下以未有繼嗣、引近定陶王所以承宗廟、重社稷、上順天心、下安百姓、此正義善事、當有祥瑞、何故致災異、災異之發爲大臣顛改者也。今聞大將軍猥歸日蝕之咎於定陶王建遣之国、苟欲使天子孤立、於上顛擅朝事、以使其私非忠臣也……今政事大小皆

自鳳出、天子曾不一舉手、鳳不內省、責反咎善人、推遠定陶王、且鳳誣罔、不忠非一事也。前丞相梁昌侯商……國家柱石臣也……鳳不可令久典事宜……自鳳之白罷商、後遣定陶王也、上不能平、及聞章言、天子感寤納之、謂章曰、微京兆尹直言、吾不聞社稷計。

(同 前)

とあるよう、日蝕は大臣の専権にあって定陶王の在京に因らないとして、王章は政事を専断する王鳳を真向から批判した。また外朝の丞相王商の罷免も正しくないと述べている。天子は一旦、この章の上奏に同調したが、

初章每召見、上輒辟左右。時太后從弟長樂衛尉弘子・侍中音、獨側聽具知章言以語鳳、鳳聞之稱病出就第、上疏乞骸骨……上少而親倚鳳、弗忍廢、迺報鳳曰、朕秉事不明、政事多闕、故天變屢臻、咸在朕躬、將軍乃深引過自予欲乞骸骨而退……於是鳳起視事、上使尚書劾奏章……遂下章吏、廷尉致其大逆罪……畔天子私爲定陶王、章死獄中……自是公卿見鳳、側目而見、郡國守相刺史皆出其門……而五侯群弟爭爲奢侈。……

とある如く、王鳳と批判者王章の争いは天子自体の動搖によって、前者の勝利で終局した。章の王鳳批判は、

元帝初擢爲左曹、中郎將與御史中丞陳咸相善、共毀中書令石顯、爲顯所陷、咸滅死焉、章免官、成帝立、徵章爲諫大夫遷司隸校尉、大臣貴戚敬憚之」(漢書卷七十六、王章)

とあって、元帝代、章は石顯を批判して罰せられたが顯の失脚により復権した。権力者批判の王章はその故に大臣・貴戚らに畏れられたという結果を得ている。その基礎の上に鳳批判があつたと思われる。又、時帝舅大將軍王鳳輔政、章雖爲鳳所舉、非鳳專權、不親附鳳、會日有蝕之、章奏封事、召見言鳳不可任用、宜更選忠賢、上初納受章言、後不忍退鳳、章由是見疑、遂爲鳳所陷罪、至大逆。

とあるのをみると、日蝕事件以前から専権を批判しており、鳳に登用

されたに拘わらず、彼に親附しなかつたとある。そして日蝕事件に乗じて鳳を退けようとした王章の意見を成帝は受納し乍ら、鳳を退けるのを躊躇して、章の失脚を招いたのであった。

王章の性格について次の挿絵はこの事件を窺う一材料となるだろう。及爲京兆、欲上封事、妻又止之、初章爲諸生、學長安、獨与妻居、章疾病、無被臥牛衣中、與妻決涕泣、其妻呵怒之曰、仲卿京師尊貴、在朝廷、人誰踰仲卿者、今疾病困厄不自激卬、乃反涕泣何鄙也、後章仕官歷位、及爲京兆、上封事、妻又止之曰、人當知足、獨不念牛衣中涕泣時耶、章曰、非女子所知也、書遂上、果下廷尉獄、妻子皆収繫。

すなわち、章の妻は鳳を訴える事を足るを知らぬ行爲とみなしたが、章は天子の氣持を推して、右行爲に踏み切ったのであった。

VIII

王章の王鳳批判のなかにみえる丞相王商の事件に就いて、遡及して検討してみよう。商の父、王武は宣帝の舅で、その死去後、樂昌侯を商が嗣ぐが、官位は太子中庶子に始まり、諸曹侍中・郎將を経て、元帝代、右將軍光祿大夫の位置にあった。そして、「商爲外戚重臣輔政、擁佑太子、頗有力焉」（漢書卷八十一、王商）とあるように、定陶共王擁立に反対して皇太子を支持した。その点では王鳳と共通であったけれども、

帝元舅大司馬大將軍王鳳顯權、行多驕倨、商論議不能平鳳、鳳知之亦疏商。
(漢書卷八十一、王商)

と両者の対立が起きた。建始三年の洪水の際の議論対立は王商の判断が正しく「鳳大慙、自恨失言……明年商……爲丞相」（同前）と王鳳は商に怨恨を抱いたが、「天子甚尊任之」とあり、河平四年の單于來朝に際して、「單于仰視商貌、大畏之……天子聞而歎曰此真漢相矣」と商が「容貌是過絕人」なため、單于がその威に敬意を払ったようで、

天子も更めて評価したエピソードを伝えている。

こゝに史丹という人物がいた。同巻、史丹の伝に依ると、彼は宣帝の外戚史高の子で、「自元帝爲太子時、丹以父高、任爲中庶子侍從十余年、元帝即位、爲駙馬都尉侍中、出常駕乘甚有寵、上以丹舊臣、皇考外屬、親信之」（同前）とあるように側近の臣として信任されていた。元帝が太子の「頗有酒色之失」を咎め、材芸の豊かな定陶共王を択んだ際、史丹は涕泣して皇太子を擁護したので「天子素仁不忍見丹涕泣言」（同前）とあり、「太子由是遂爲嗣矣」（同前）と成帝の即位となつたのである。ために「成帝初即位、擢丹爲長樂衛尉、遷右將軍……後徙左將軍光祿大夫……故尤得信於上」（同前）と累進し、天子の信賴を得た。

天子に信ぜられた右、兩人が対立したのは王鳳を巡ってであった。王商は鳳の專権を批判したが、史丹は定陶共王の件を通じて鳳と親交があつたのであろう。偶々、鳳と商の権執の生じたとき、日蝕があり、左將軍丹は太中大夫で蜀郡の張匡という人物にそれを占わせた。その答弁は次のようなものであつた。

竊見丞相商作威作福、以外制中、取必於上……今商無尺寸之功、而有三世之寵、身位三公、宗族爲列侯、吏二千石・侍中・諸曹・給事禁門、內連昏諸侯王、權寵至盛……上素重商、知匡言多險、制曰弗治、鳳固爭之……收丞相印綬、商免相……薨……商子弟親族爲駙馬都尉・侍中・中常侍・諸曹・大夫・郎吏者、皆出補吏、莫得留給事宿衛者……。
(同前)

すなわち、王商が丞相位に居つて権限を發揮したことを張匡は「以外制中」と言つてゐる。外朝から内朝の権限を制約した、乃ち王鳳の権力を抑制していると批判するのである。商を重んじていた成帝はその処分をしない意思を示したが、王鳳が抗議して結局、商の丞相職を罷免する結果となつた。この事件で注目されるのは從前のように、内・外朝の純粹な対立でなく、右、引用文にあるように、王商の子弟・親

属、すなわち血縁者が内朝官、宿衛の臣などとして存在していたのである。一方、王鳳も「成帝即位徵禹、寛中……禹六百戸并爲諸吏光祿大夫秩中二千石給事中領尚書事、是時帝舅陽平侯王鳳大將軍輔政專權……而禹與鳳並領尚書內不自安……欲退避鳳……」（漢書卷八十一、張禹）と尚書を領して専権し、而も「家凡十侯五大司馬」（漢書卷九十七下、外戚）とあり、何焯の注に「王氏親屬、侯者凡十人」と云い、周寿昌の注には「家者專指王家而言、不得併戚屬數之」とあって、家とは王氏の家、その血縁集団を指すと云っている。このようにみると、ならば、成帝期、有力官僚は内・外朝を問わず、その血縁者を官僚として自己の周囲に配置しており、その集団の代表としての王鳳と王商などが争いを開いていたということができよう。

結語

以上、繰々記述した漢代政治の推移をみると、呂后の支配は女性としての特殊性はあるものの、内朝政治の萌芽的事例として注意を払っておく必要がある。たゞ高祖から武帝までに就いては、内朝の政治における比重は比較的軽く、天子の血縁者としての外戚の力量も政策実施に与るところは少なかつたといえよう。武帝に至って漢初からの中央集権策が結実して、帝の親政が行なわれ、補佐として血縁関係による集団を構成し得ぬ宦人が使役されたが、宣帝以降、実権を握った後の宦官には到底およばず、武帝の手足となつただけである。佞倖伝にもその名前は記されていない。武帝の外戚に就いて、代表的人物は衛青・霍去病両名が挙げられるが、いづれも将軍位にあるだけで、軍事には与かるものの、政務は担当しなかつた。衛太子事件なども起つて、武帝の外戚の存在感は稀薄なうざるを得なかつた。

昭帝・霍光の時代は霍氏の血縁者が内・外朝、軍事・政務の官位を大幅に占有して、主に内朝に依拠して、政治支配を行なつた。本文で触れたように、外朝機能は充分に働かなかつたのは丞相以下の外朝官

僚らが霍氏の意に迎合するだけであつたためである。しかし、霍氏血縁集団の要となつていた霍光が死去したのを契機に、一族は政権から排除されてしまう。

後継の宣帝は武帝に倣い、自ら尚書を握つて、親政を行なつた。内朝の政務には宦人を用いて補佐させ、外朝官僚の儒家的考えに基く政策をも摂取しながら「王・霸を雜えた」政治を実施した。

次代の元帝は父からその儒家思想の信奉を批判されている人物であり、外朝に拠る儒家系官僚の意見を取り入れる側面もあつたが、病身であつたため、親政せず、先帝以来の宦人弘恭、とりわけ石頭を信頼して、すべての政務を委せた。儒家思想を純化していくなら、君主もこれに制約されるという権力としての本来的な矛盾があるために、血縁集団を作らない宦人を便宜上、使役したと思われる。事実、内・外朝の官僚から畏れられ、それを牛耳つていた石頭も次代の帝の選択を誤つて、成帝即位後、彼ら宦人に親付した者を含め、中央政界から放逐されてしまった。代つて帝の外戚、王鳳が政治の実権を掌握することになる。そして、その批判者たる王商との政争をみると、両者を「家」の代表とする血縁集団相互の争いであり、単に政治中心にある官位を保有する個人の奪権闘争でなくなつた様相が出現するのである。それとともに、皇帝支配を完成させてきた武帝とそれを繼ぐ宣帝以降、次第に天子支配の型態⁵⁵に移行し、君主の位が血縁集団の共有物視されるようになる。王莽による漢家の篡奪はそのなかで必然化するであろう。

注

- (1) 藤田高夫「前漢後半期の外戚と官僚機構」東洋史研究四八一四
平成二年 一六九頁
- (2) 直井晶子「前漢初期の県令と門下・舎人」史論二二号 一九九九
年十二月
- (3) 抽稿「前漢の君主権をめぐる内・外朝」史学論叢第二九号 平成
十一年三月
- (4) 板野長八『中国古代における人間觀の展開』岩波書店 昭和四七
年 五四五頁
- (5) 抽稿「前漢期における天子と皇帝」岡山女子短期大学紀要
一九九七年